

役員等の報酬、手当及び費用弁償に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人夢工房（以下「当法人」という。）定款第9条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の勤務形態)

第2条 役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。

2 評議員は非常勤とする。

(報酬等)

第3条 常勤役員には、勤務形態に応じて、給料、一時金（以下「報酬」という）及び通勤手当（以下「報酬等」という）を支給する。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 非常勤役員及び評議員には、職務に応じた報酬を支給するものとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 通勤手当については、職員給与規程に準ずる額

(3) 常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 常任理事会設置規程第2条に基づく理事長からの指名を受けた理事（常勤役員を除き、以下「執行役員」という。）の報酬については、別表第2に定める額

(2) その他の非常勤理事の報酬は、別表第3に定める額

(3) 監事の報酬は、別表第4に定める額

(4) 評議員の報酬は、別表第5に定める額

(5) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(報酬等の総額)

第6条 理事に対して、各年度の総額が38,700,000円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

- 2 監事に対して、各年度の総額が1,200,000円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬等の支給方法は、職員給与規程に準ずる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに理事長、常勤役員及び執行役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長、常勤役員及び執行役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成28年12月23日に制定し、平成28年12月12日より施行する。

2. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
3. この規定は、平成29年7月1日から施行し、それまでの間は、なお従前の例による。
4. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
5. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
6. この規程は、令和4年7月1日から施行する。
7. この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表 1（常勤役員の報酬（第 4 条第 1 号関係））

役職名	報酬の額	勤務形態
常勤理事	年額7,600,000円以内	週 5 日

別表 2（理事長及び常任理事の報酬（第 5 条第 1 号関係））

役職名	報酬の額	勤務形態
理事長	月額960,000円	非常勤
執行役員	月額150,000円	非常勤

別表 3（その他の非常勤理事の報酬（第 5 条第 2 号関係））

区分	日額
理事会・評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のために出勤	10,000円

別表 4（監事の報酬（第 5 条第 3 号関係））

区分	日額
理事会・評議員会・その他重要な会議等への出席	10,000円
監事監査	50,000円

別表 5（評議員の報酬（第 5 条第 4 号関係））

区分	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のために出勤	10,000円